

# ジェンダーの政治学(上)シティズンシップの 構想とエージェンシー

衛藤, 幹子

---

(出版者 / Publisher)

法学志林協会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法学志林 / Review of law and political sciences

(巻 / Volume)

100

(号 / Number)

3

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

39

(発行年 / Year)

2003-03-17

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00003528>

# ジェンダーの政治学(上)

—シテイズンシップの構想とエージェンシー—

衛藤 幹子

はじめに

- 一 フェミニズムとジェンダー
- 二 リベラリズムの政治社会とメンバーシップ
- 三 普遍的平等の逆説
- 四 政治参加と民主主義

(以上本号)

- (一) 参加民主主義
  - (二) 政治的弱者のエンパワーメントと「エージェンシー」
  - (三) 「エージェンシー」の政治的作用
- むすび

はじめに

本稿の目的は、シテイズンシップ概念における権利、平等、そして民主主義の課題をジェンダーの視点から批判的に検討し、その再構築のための考え方を提示することにある。このことによって、筆者はこれらの課題をめぐる「常

ジェンダーの政治学(上) (衛藤)

識」あるいは「通説」への異議申し立てを試みる。ジェンダーというパースペクティヴを通すことによって、政治的なものがいかに見えてくるのか、それはメイン・ストリームの政治学からは見えてこないものを見る試みでもある。

シティズンシップ (citizenship) <sup>(1)</sup> は多義的な内容を含む概念である。シュクラールは、シティズンシップには少なくとも四つの異なった意味があると指摘している。<sup>(2)</sup> すなわち、「階層的な社会において個人が占める場所」<sup>(3)</sup> を示す社会的地位 (social standing) / 国籍 (nationality) / 積極的な参加 (active participation) あるいは「善き、シティズンシップ ("good" citizenship) / そして理念上の共和主義的シティズンシップ (ideal republican citizenship) である。国籍としてのシティズンシップは、「人が生まれながらもしくは移民によって (native-born or naturalized) ある国家の一員になり、また現在もそうであることを法にもとづき国内的かつ国際的に認知すること」<sup>(4)</sup> と定義されている。「参加を志向する「善き」シティズンシップが政治的実践に集中し、受動的な投票行動のみならず、日常的に政治に関与する政治の媒介者 (a political agent) あるいは共同体内において公務に従事する市民として立ち現れるのに対し、国籍としてのシティズンシップは法的条件 (a legal condition) <sup>(5)</sup> を表すにすぎない。そして、その「正当な法的身分 (a formal legal identity) は権利と義務の集合 (a collection of rights and obligations)」<sup>(6)</sup> として与えられる。他方、「善良なる市民」も、非政治的な場面においてはごく一般的な市民であり、しかも代表制民主主義を前提にその範囲内において活動するという点で、専ら公的活動や政治的討論のために生き、公共善を直接参加制度によって実現しようとする理念的な「完全なる市民」とは異なっている<sup>(7)</sup> という。

シティズンシップの考え方は古代ギリシアのポリスの政治活動に積極的に参加する自由で平等な「市民 civitas」のなかにすでにその原形をみることができ、が、一般的には近代国民国家の発展のなかでその領土内における個人

の地位を表す言葉として使われてきた。言い換えれば、シティズンシップとは自由や権利、参加をめぐる国家と個人の政治的關係であり、ホップス以降の近代西洋政治思想は広い意味でこのシティズンシップをめぐる考察であったという<sup>(8)</sup>こともできる。しかしながら、この言葉は一九五〇年英国の社会学者T・H・マーシャルによって社会科学におけるひとまとまりの概念に高められ、独自のディシプリンを築くことになった。マーシャルは、シティズンシップは市民的権利 (civil rights)、政治的権利 (political rights) として社会権 (social rights) の三つの要素 (elements) ーあるいは部分 (parts) ーから構成され、これら三つは一八世紀における司法制度の確立、一九世紀の議会、さらに二〇世紀の公教育と社会サービスの整備という歴史的なコンテクストのなかで形成されてきたと説明している。<sup>(9)</sup> 上記の「権利と義務の集合」は、司法制度と議会と福祉国家とによって基礎づけられる。<sup>(10)</sup>

シティズンシップ概念の中核をなすのはリベラリズムである。マーシャルは、英国リベラリズムの伝統の上に立ちつつ、貧富の差によってもたらされる社会的不平等を福祉給付 (社会権) によって緩和し、自由と同時に平等を補強しようとした。正義と公平の道徳律によって支配される公的領域、すなわち正義の領域においては、何人たりとも平等であるべきであり、そのために最小限度の国家の介入にも甘んじなければならない。ヴォーは、この考え方はロールス Rawls、アッカーマン Ackerman、ウォルツァー Walzer、キムリック Kymlicka 等に継承されているとし、この流派を古典的リベラリズムと区別するため「ソーシャル・リベラリズム」と称している。<sup>(11)</sup> 今日先進諸国におけるシティズンシップは、ネオ・リベラルの影響をうけた政府の登場やリベラリズム内部における対立などがあるにしても、このソーシャル・リベラリズムの理念を基礎に構成されていると考えるよかるう。そのため、フェミニストたちのシティズンシップをめぐる批判の矛先は、主にソーシャル・リベラリズムに向けられてきた。<sup>(14)</sup>



patron) であると具体的に示し、公的領域とエージェンシー、そして私的領域との関係を明らかにした。<sup>(20)</sup> しかしながら、シンの業績においても、このエージェンシーとしての女性ヴォランティア組織が公的領域と私的領域とを繋ぎ合わせるためにどのように機能するのか、また何故女性ヴォランティア組織がそうした「媒介 (agency)」機能を果たすことができるのか、その政治的な作用については明確に示されてはいない。本稿では、この点を明らかにし、シティズンシップをめぐるフェミニストの議論をさらに進展させたい。すなわち、本稿は、政治社会における相対的な弱者 (relatively political powerlessness) のエンパワメントの場としての「エージェンシー」を具体的に提案することをめざす。論文の前半では主に英語圏で蓄積された先行研究をもとに自由、公正、平等といった近代的シティズンシップが保障する権利に内在する問題、さらに代表制民主主義の限界について議論を進め、後半において参加民主主義の必然性を論じたのち、「エージェンシー」論を展開する。

## 一 フェミニズムとジェンダー

まず、本論の分析視角であるフェミニズムとジェンダーについて述べておこう。フェミニズムは社会運動であると同時に、思想でありイデオロギーでもある。また、それはフェミニズム理論という一つのディシプリンを形成している。社会運動としてのフェミニズムは、大きく二つの潮流に分けられる。一つは、一九世紀半ばから二〇世紀初頭に展開した参政権や教育の権利などを要求した女性の権利運動 (women's rights movements) である。ヨーロッパの女性運動をリードした英国のフェミニストたちの権利要求はまもなく参政権運動に収斂され、またスウェーデンで

も一九〇〇年代初めに女性参政権のための全国組織が結成されている。ヨーロッパの女性権利運動が参政権の獲得に結集されたのに対し、アメリカ合衆国において参政権は様々な男女同権化要求の中の一つにすぎず、しかも一八五〇年代以降米国のフェミニストたちは奴隷解放運動の影響を受け、それに同調するようになった。<sup>(21)</sup>だが、その方向性に違いはあったにせよ、女性の権利運動の波は、ヨーロッパ、北米、オーストラリアを席卷し、周知のように日本にも到達した。もう一つは、一九六〇年代アメリカ合衆国に出現し、瞬く間に西ヨーロッパ、カナダ、オーストラリアに伝播し、南アメリカ、アジアそしてアフリカの女性たちをも巻き込む世界的なうねりとなった女性解放運動 (women's liberation movements) である。前者が第一波フェミニズム、そして二〇世紀後半の運動は第二波フェミニズムと呼ばれている。このように、広範な地域において女性運動が高揚した理由を、シャフツとドゥオーキンは産業化と都市化の進展、そして女性の教育水準と社会参加の向上の観点から説明している。<sup>(23)</sup>

一九七〇年一月リブの公開討論会を皮切りに日本にも第二波フェミニズムが上陸した。<sup>(24)</sup>しかし、日本の女性解放運動はその最盛期(一九七七年)でも二千人から三千人程度の「一握りの女性たち」を動員したにすぎず、<sup>(25)</sup>北米や西欧、オーストラリアほどには、多くの女性を巻き込んだ社会的政治的インパクトをもった運動に発展しなかった。さきのシャフツとドゥオーキンは、第二波フェミニズム運動の場合、女性の高学歴化と社会参加の促進に加えて、既婚女性の常勤就労率の高さが運動の規模や影響力に関係することを指摘している。フル・タイムで働く既婚女性たちは、職場と家庭とで同僚や夫たちと自らの立場を比較し、「男性が生まれながらに特権的な地位にある」ことを悉く痛感させられるので、フェミニズムのメッセージにより共感できるというのである。<sup>(26)</sup>確かに、御巫も指摘しているように、<sup>(27)</sup>当時日本の既婚女性の就労率、わけても常勤率は低く、性別分業を自らの問題として自覚する女性は限られていたの

であろう。

社会的政治的平等の制度的保障を求めた第一波フェミニズムは、家庭において女性が負わされている「特別な役割」に何の疑問を挟まなかったばかりか、むしろ参政権や教育の権利が女性の道徳を向上させ、彼女たちをより良い妻や母に成長させると主張した。<sup>(28)</sup>つまり、第一波のフェミニストたちは、妻の夫への法的従属からの解放や男女の政治的同権化を主張する一方で、家庭における女性の責任は当然のことであるという社会通念を受け入れていたのである。<sup>(29)</sup>それに対し、第二波フェミニズムにおいてフェミニストたちは「公的領域（国家と市場）」における女性に向けられたあらゆる差別の撤廃を求めると同時に、「私的領域（家庭）」内の男女間の不平等な関係に異議申し立てをした。<sup>(30)</sup>その点で、第二波フェミニズムは男性中心の社会構造と価値観、文化様式を根源的に変えることをめざした社会変革であり、また文化革命であった。<sup>(31)</sup>第一波フェミニズムが希求した法的平等は実現された。にもかかわらず、女性たちは依然として「二流市民（second-class citizens）」の地位に貶められているではないか。第二波フェミニズムは、この形式的平等の空虚さに気づいた女性たちの真の平等を社会の深部にまで浸透させるための挑戦であり、ゆえに二つの波は連続しているとみることができかもしれない。しかしながら、第二波フェミニズムが家庭における個人的な関係を凝視し、それを政治の問題（“the personal is political”）として定義したことは、運動として、またイデオロギーとしても、その影響力の点で両者の間に決定的な違いを生じさせることになった。

第二波フェミニズム（以後、これを単にフェミニズムと称し、フェミニズムとは第二波フェミニズムを指すこととする）において、当初フェミニストたちは、自らの主張を補強し、その理論的根拠を明らかにする作業に着手した。<sup>(32)</sup>が、やがてそれはジェンダーという切り口によって社会・人文科学の理論や思想を批判的に検証し、それらの既存の

パラダイムを大胆に変更する試みへと向かった。<sup>(33)</sup>

「ジェンダー gender」は、生物学的性差 (sex) に対し、これまで女性また男性の役割や特質とされてきたことが実は社会的文化的に形づくられたものであり、そうした制度的に仕組まれた男女の役割分業や性別的特質を表す言葉として登場した。ジャクソンとスコットは、「社会制度と社会習慣 (social practices) とに埋め込まれた男女間の階層的な分業 (a hierarchical division)」であり、よってジェンダーは男女の「日々の相互作用のなかで生み出され、取り決められ、維持されている社会構造的な現象」と定義している。<sup>(34)</sup> ジェンダーという言葉が登場したの一九七〇年代初頭であるが、ジャクソンとスコットによると、セックスとジェンダーとを明確に区別した最初のフェミニストの一人であるアン・オークレー Ann Oakley は、米国の精神分析医学者であったロバート・ストラー Robert Stoller が生まれながらの性別としてのセックスと社会的条件から生じる性役割とを区別し、後者をジェンダーと呼んだことに触発され、この言葉を使うようになったという。<sup>(35)</sup>

我々が男として、女としてこうあらねばならないかと思いついてきた多くの事柄は、生まれながらに固有なものではない。変更し、交換することができる。このことは、おそらく女性だけでなく男性にとっても新鮮な発見であろう。ステロタイプな性別イメージに苦しめられているのは、女性だけではないのであるから。ジェンダーという言葉を用いることによって男性の解放もその視界に入ってくるのである。たとえばフェミニスト歴史学者のスコットは、「非常に狭くかつ孤立したやり方で女性に焦点を当てるといふそれまでの女性学の研究方法に違和感を覚えていた人びとが、相関的な観念をフェミニストの分析のための用語として導入するためにジェンダーという言葉を使うようになった」と述べている。さらにスコットは、このジェンダーという視点は「女性と男性とを相補的なものとして定義づ

け、「男女を統合的に研究することなくしては、そのいずれをも理解できない」ことを明らかにしたと指摘している<sup>(36)</sup>。また上野は、「ジェンダーとは男もしくは女というそれぞれの項のではなく、男/女に人間の集団を差異化する分割線、差異化そのもの」であり、「ジェンダー論の対象とは男もしくは女という『ふたつのジェンダー』なのではない」、「ひとつのジェンダー」、すなわち差異化という実践そのもの」だと述べている<sup>(37)</sup>。つまり、ジェンダーという視角が明らかにする「差異」は、二つの事柄から生じる差異ではなく、一つの事柄を分けることによって生じる差異なのであり、それゆえに微細な差異であっても、そこから不均衡な関係が生じることになる。この不均衡な関係が、権力関係を構成することは言うまでもない。上野はここに「政治」を発見する。

しかも、社会的文化的に制度化された役割分業は、男女間のみならず、中産階級と低所得層、白人と有色の人びと、多数派民族と少数民族、健常者と障害者、若者と老人といったほかの社会関係においても存在している。ジェンダーは、抑圧として作用する社会的文化的関係の連鎖を暴き出すという点で、社会において軽視され差別的な取り扱いを受けている人々の問題にも切り込むことができるのである。事実、後述するヤングの視点は、女性と同時にブラック、ヒスパニック、アジア系、ゲイやレスビアン、障害者、そして老人といったアメリカ社会のマイノリティの人々に注がれている<sup>(38)</sup>。また、フェミニズムの西洋中心主義 (West-centrism) に批判的な英国のフェミニスト政治学者ユーバル・デイビスの関心は、エスニシティの問題に向けられている<sup>(39)</sup>。つまり、ジェンダーという切り口は、マイノリティ数としてだけでなくその存在意義においても——という周縁からの発想である。それは、マジョリティー多数を占めると同時に支配的地位にある——によって自明とされてきた「常識」を覆し、新しいパラダイムを提示する可能性を有している<sup>(40)</sup>。

ジェンダーという視角はフェミニズムの実践と理論から生まれ、それらに基礎づけられ、また逆にジェンダー研究の成果がフェミニズムに還流されている。そのため、フェミニスト研究者による学問は、最近ではジェンダー研究 (gender studies) と称されることが多い。さらに、女性学 (women's studies) と呼ばれることもある。フェミニズム、ジェンダー研究、あるいは女性学、呼び方は何であれ、その究極の研究目的が差別と抑圧からの女性の解放と自己実現にあるという点で一致している。フェミニスト研究者が自己の研究領域をどのように呼ぶかは多分にその研究者の嗜好によって異なるように思われる。しかしながら、上にみたようにジェンダーという言葉のもつ視野の拡がり可能性とを考へるならば、フェミニズムや女性学よりも、ジェンダー研究と呼ぶほうが問題の射程がより拡大するのではなからうか。と言うより、ジェンダー研究を「女性」という縛りから解放し、社会科学の有効な「手法」として位置づけることが望まれる。

「ジェンダー」による既成の理論や思想の見直しは、社会学、政治学、経済学、法律学、歴史学から心理学や精神分析学にいたるまで多岐に及んでいる。政治学<sup>(42)</sup>においてもフェミニストたちはさまざま観点から既存の政治理論、政治思想を見直し、それらに新鮮な解釈を付け加え、しかもそれまで停滞していた現代の規範政治理論に再び活気を与えることになった。<sup>(43)</sup> これまで主に英語圏のフェミニストたちが取り上げてきたテーマ<sup>(44)</sup>には、民主主義の理論とその実現の検討、<sup>(45)</sup> プラトン、アリストテレス、ホッブス、ロック、ルソーといった中心的な西洋政治思想を批判的に読み直す試み、<sup>(46)</sup> 国民国家や領土に関する研究、<sup>(48)</sup> そして本稿が取り上げるシティズンシップ研究などがある。

マーシャルの後途絶えたかにもみえたシティズンシップ研究は、一九八〇年代以降、福祉国家の侵蝕、ヨーロッパ統合やグローバル化が進行するなかで、社会科学における重要なテーマの一つになっていった。<sup>(49)</sup> シティズンシップをめ

ぐる研究者の関心は、階級、人種や民族、移民と国籍の問題へと広がっていった。しかし、女性やジェンダーを問題として取り上げることではなく、少なくとも八〇年代末までジェンダーはシティズンシップ研究におけるミッシング・リンクであった。なぜ、シティズンシップ研究がジェンダーに無関心であったのか。ヴォーは、「一つにはこの分野における研究者に女性が少なかったこともあるが、それ以上に重要な理由は、今日女性は男性と同じように法の下の平等を達成しているので、ジェンダーは下層階級や少数民族、あるいは移民のようなドラマティックな問題ではないと考えていた」<sup>(50)</sup>からだと指摘している。当時のシティズンシップ研究者たちにとって、「七〇年代から八〇年代のフェミニズムをリードしたラディカル・フェミニストたちが焦点を当てた男女の関係、性、子ども、家族といった私的領域の問題は、公的領域の課題を扱うシティズンシップのテーマではなかった」<sup>(51)</sup>のである。他方、フェミニストたちもその関心を専ら私的領域における男女関係の根本的な変革に集中させていた。しかし、やがてフェミニストたちは、「フェミニストの理論とシティズンシップ理論との間の明白なギャップに気づき、それを埋める必要性を感じるようになり」<sup>(52)</sup>、九〇年代にはフェミニストによるシティズンシップ研究に火が付いたのである。

フェミニストのシティズンシップへの関心が高まった背景には、まずラディカル・フェミニズムの影響力が弱まる一方で、リベラル・フェミニズムが見直され、しかもその流派が多様化した点を挙げることができる。とりわけ、コミュニティリアン、シヴィック・リパブリカンといったリベリズムに激しく対立しながらも、その流れを汲む流派の登場が、リベリズムに基礎づけられたシティズンシップを批判的に検討する機運を形成したことがある。また、オーキン、エルシュテイン、ペイトマンらによるフェミニスト政治理論・思想研究の成功も「公的領域」への関心を高めた。今や、シティズンシップとジェンダーをめぐる議論は、英連邦やヨーロッパのフェミニスト研究者の間で

もっとも関心を惹きつけているテーマの一つになっている。そして、より重要なことは、ジェンダーというパースペクティブが、それまでのシティズンシップ研究者―それは言うまでもなく男性である―が疑ってもみなかった「法の下の男女平等」が「虚像」であるばかりか、実はその「平等」こそが女性の同権化の障害になっているということも明らかにした点である。これは、フェミニズムを超えて、シティズンシップ研究への大きな貢献であった。

## 二 リベラリズムの政治社会とメンバーシップ

17世紀以来西洋世界の支配的なイデオロギーであったリベラリズムは、第二次大戦後市民の「自律 (autonomy)」を脅かす経済的依存を解決するため、「福祉国家」という新しい衣をまとうことになった。<sup>(50)</sup> また、「福祉国家」の導入は共産主義陣営に対する自由主義陣営の防波堤でもあった。古典的リベラリズムとその近代的解釈であるソーシャル・リベラリズムとを秩序づけている要素は、ほぼ共通しているが、後者が社会的平等を補強し、その反射として私生活への一定程度の国家の介入を許容する考え方を採り入れたことによって、両者の間に強調点や解釈の違いが生じることになった。以下では、二つのリベラリズムの特徴を概観し、リベラルたちが構想する政治共同体における女性の位置を検討する。

古典的リベラリズムの構成要素として、ヴォーは、個人主義、個人の自立、平等、権利、受動性の五つを挙げているが、これらにさらに公的領域と私的領域との「二分法 (dichotomy)」を加えることができる。<sup>(51)</sup> 周知のように、リベラリズムにおいて人びとは、「個」として細分化され (atomized) ている。この「個人」は、合理的な判断力を

持っているとは仮定され、それぞれが持てる能力を発揮できるように、平等に自由を保障されている。そして、自由は一般的に権利として保障されている。それゆえ、リベラリズムの個人は「公式の権利の担い手 (the bearer of formal rights)」<sup>(56)</sup>として立ち現れる。もっとも、この合理的な個人の行為は、「徳に溢れた社会を達成することによってではなく、個人の進歩、とりわけ資本主義体制の下では市場のルールに従って官利を追求することによって動機づけられる」<sup>(57)</sup>。

古典的リベラルたちは、すべての「男性」は生まれながらに平等であり、またそれゆえにすべての「男性」はその生命、自由、財産に対する自然権を保障されると指摘した。彼らが、権利の主体を「男性 (man/he)」という名詞で語ったことについて、それは単に比喩であって、この言葉は一般的に「ひと」を指しているという解釈もあるかもしれない。しかし、文字どおりの意味で理解すべきだというのがフェミニストの一致した見解<sup>(58)</sup>である。たとえば、ブリナンとペイトマンは、社会契約論が登場した一七世紀、女性は経済的に自立し、「能力のある女性企業家はごく一般的であった」にもかかわらず、古典的社会契約論者たちは、夫——家長たる男性——のみを契約の「主体」とし、妻をその夫の従属者として位置づけた経緯を明らかにしている。<sup>(59)</sup> 女性が権利の主体となり得なかったのは、ブリナンとペイトマンによれば、ホップスもロックも家父長主義 (patriarchalism) に対抗しながら、他方で彼らが依然として当時の伝統どおり「家族」を契約の主体と考え、しかもその「家族」を夫 (父親) によって代表させていたからである。<sup>(61)</sup> ホップスが政治社会も家族も世襲の「唯一人の代表 (a single person representative)」<sup>(62)</sup>によって統治されるとし、その点でホップスの政治社会の構想が家父長主義の残滓を留めていたのに対し、ロックは政治社会と家族の領域とを分け、<sup>(63)</sup> 政治社会における「臣民に対する主権者の権力と子に対する父親 (あるいは召使に対する主人) の権威

とを明確に區別し<sup>(64)</sup>、政治社会における主権者の権力の世襲を否定することによって、家父長主義と決別した。とはいえ、ロックも家族の領域においては家父長主義を継承し、政治社会に向き合う個人とは家族を代表する夫に他ならなかった。ロック以降のリベラルたちも「個人すなわち男性」を意味する考え方を継承した。それは、資本主義の進展によって女性が労働市場から排除され、「再生産」活動の担い手として経済的には専ら夫に従属するという現実を反映したものであった。<sup>(65)</sup>

古典的リベリズムが出発点とする個人——正確には、男という性別をもった個人——は、能力や年齢といった属性による違いはあっても、等しく平等とみなされる。個々の一票は同じ重さであるとする「一人、一票」の制度は、まさにこの均質な個人を仮定することによって可能になった。<sup>(67)</sup> 個人主義は、リベリズムの中心的な原理であるが、古典的リベリズムにおける「個人」とは、自ら決定し、主体的に行動し、自己の決定や行動の結果に責任 (self-responsibility) を負うことのできる、自律する個人である。したがって、成人した男性であっても、自律できない個人は除外された。たとえば、財産がなく金銭的に他者に依存している男性——言い換えれば妻や子ども、従者をもたない男性——は、自立した考えと行動とができないとみなされ、こうした平等な権利は与えられなかった。<sup>(68)</sup>

また、古典的リベラルたちは、個人の自由な意思や行動、私的所有を最大限に尊重するため、公権力の介入が許容される公的領域と、公権力から自由な私的領域とを明瞭に区分し、個人の自由への介入が許される場を限定した。上記のごとく、この公私の二分化を創設したのがロックであった。ペイトマンは、この公的領域と私的領域との分断こそが女性の男性への従属という「男女間の不平等な対立 (an unequal opposition)」を構成し、この二分法の理論的基礎は、ロックの『統治二論 (Second Treatise)』において提示されていると指摘している。<sup>(69)</sup>

『統治』論』のなかでロックは、政治権力は契約にもとづく (conventional) ものであり、自由で平等な成人した個人に対するその行使は同意があるときにだけ正当化され、私的な家族の領域における子どもに対する父親の権力と政治権力とを混同すべきではないと述べ、フィルマーの『父権論』を批判した。ペイトマンは、このロックの「家族と政治的なるもの (the political)」との分離」が実は性別分業 (sexual division) をも意味していることを見破ろうとする。彼女は、ロックが男性間の生まれつきの違いは彼らの政治的平等には無関係だと主張しているにもかかわらず、「男女の生まれながらの違い——男は生まれながらに強く、能力がある——が女性の男性への従属、もっと具体的に言えば妻の夫への従属を当然のもとにする」というフィルマーの父権的主張には同意している点に注目する。ペイトマンによれば、ロックは妻に対する夫の支配を政治権力とは区別される権力の別の形態、すなわち子どもの成長を目的にした父親の子どもに対する支配と同じように、「自然な関係 (a natural relationship)」によって基礎づけられる「自然な従属 (a natural subordinate)」<sup>(1)</sup> だとして正当化している。この「自然な従属」が個人の平等や自由と対立することは明らかであろう。こうして、女性は「個人」の地位を奪われ、「平等、同意、契約」によって秩序づけられる公的世界から排除されることになった。<sup>(10)</sup>

家庭が情緒や血縁という自然的結びつき、とりわけ夫と妻という性的関係に依拠して営まれるのに対し、公的領域は「普遍的かつ非個人的で、契約にもとづく基準」<sup>(11)</sup> によって統治される。統治は政治社会のメンバーの信託を受けた代表 (議会) に委任される。リベラリズムにおいて一般市民 (人民) の政治的役割は、専ら平等な一票を行使してその代表を選ぶという点に集中する。逆に言えば、彼らには投票以外の政治活動に従事することは求められず、投票を除く政治的任務は彼らによって選ばれた代表によって実行される。こうしてリベラリズムの政治社会は政策決定を担

う少数の政治エリートと非政治エリートとに二分され、後者である大多数の市民の政治に対する態度は受身なものとなる。より良い政治社会の建設に貢献することよりも、個人の経済的利益をめざすという人びとの行動の指向性は、この政治的受動性と表裏の関係をなしている。

英語圏のフェミニストたちは、リベラリズムを「階級関係と同時に家父長的關係によって構成された」<sup>(12)</sup>「中産階級の男性のための理論」<sup>(13)</sup>だと批判している。確かにそれは古典的リベラリズムには当てはまる。だが、ソーシャル・リベラリズムに対しても同様に言い切ることができるのであろうか。

近代的シテイズンシップの考え方を打ち立てたT・H・マーシャルは、ジェームス・ミルやJ・S・ミルに連なる英国リベラリズムの伝統を基礎に、古典的リベラリズムが目を見失ってきた社会的不平等が政治的平等を掘り崩しているという矛盾に着目した。<sup>(14)</sup>資本主義の帝国主義的發展は大量の労働者を生み出し、階級間の憎しみと対立を募らせ、政治共同体のメンバーという地位は人びとに社会の希少な経済的、文化的、政治的資源を享受する資格を与えるが、同時に彼らは共通の「市民的」徳を内面化し、特定の政治共同体の一員というアイデンティティを獲得することになる。<sup>(15)</sup>言い換えれば、シテイズンシップは異なった個人や社会集団をそれらの違いにもかかわらず、一つにまとめる「紐帯」として機能する。マーシャルの社会権の創出は労働者階級を国家に包摂し、<sup>(16)</sup>彼らのアイデンティティを国家に一体化することによって、階級間の対立を緩和するものであった。

ソーシャル・リベラリズムが階級差別の理論でないことは明らかであろう。では、ジェンダーに対してどうか。ソーシャル・リベラルたちは、女性については必ずしも労働者階級のようにはその政治共同体への包摂をはっきりと宣言しているわけではない。しかし、少なくとも古典的リベラルのように積極的に女性を排除してはいない。彼らは、

生物的、社会的、経済的、そして文化的立場の違いにかかわらず、その政治共同体に生まれながら、あるいは移民や婚姻等によって永住することになったあらゆる人を法のもとに平等かつ自由な市民として定義する。あえて女性という言葉を明示してはいないが、「あらゆる人」のなかには女性も当然含まれている。

ソーシャル・リベラリズムも古典的リベラリズムと同様、その考え方は平等性、権利主義、個人主義、個人の自律、受動性、そして公的領域と私的領域との二分法（公私二分法）によって特徴づけられる。だが、ソーシャル・リベラリズムは、政治共同体における平等と自由を階級や性別、民族、文化的違いを超えあらゆる人びとに拡大したことによって、新たに「普遍性 (universality)」という特徴をもつことになった。

政治共同体 (国家) のメンバーになった人びとには、等しく自由が割り当てられる。この個人に平等に配分される自由は、性別や年齢、また富や社会的地位とは無関係に均一かつ均質でなければならない。また、その政治社会の「市民」という地位は、専ら法によって規定される権利に基づいて発生する。言い換えれば、権利、あるいはそれを規定する法がシティズンシップを保証し、その要件として人びとの態度や行為のあり方は問われない。こうしたソーシャル・リベラリズムのシティズンシップの「形式性 (formality)」は、シビック・リパブリカンやコミュニタリアンの見解と比較するとよりわかりやすい。シビック・リパブリカンたちが市民を政治的議論や意思決定への参加など政治社会の構想において積極的な役割を担うものと定義するのに対し、コミュニタリアンは共同体の伝統的な価値にもとづく社会的責任と義務を重視するというように、それぞれの重点の置き方は違っている。だが、ともに「市民」の地位は、政治社会における政治的社会的活動への積極的な参加を条件として実現する、すなわち、シティズンシップを実体的 (substantial) に考える点で共通している。<sup>17)</sup>

個人主義が徹底化されたことも、ソーシャル・リベリズムのシティズンシップの特徴であろう。それは、言うまでもなく、資本主義の高度化によってもたらされたものである。権利は個人を単位に完結し、性、年齢、社会階層、民族といったグループごとに異なった権利は一切認められない。さらに、「普遍化 universal」によって市民の政治参加が一段と受動的、形式的になった点も重要である。古典的リベリズムの政治社会において、一般の市民にはまだいくらか主体的に政治的決断をする余地が残されていた。ところが、ソーシャル・リベリズムのもとでは、政策決定は政治エリートの任務とみなされている。古典的リベラルたちは政治社会のメンバーシップを同質性の高い人々——一定の経済力をもつ男性——に限定した。それゆえ古典的リベリズムは「中産階級の男性のための理論」と糾弾されたのであった。が、その一方で、この限定的なメンバーシップが一般市民と政治エリートとの距離を縮め、一般市民の政治的決断への関与を保証していたのである。普遍主義によってソーシャル・リベリズムの政治社会の規模は格段に拡大し、またそのメンバーも性別、階級、民族など異質性の高い人びとによって構成されることになった。無論、これは政治社会の民主化という前進を意味している。しかし、代表制民主主義のもとでは、政治社会の大衆化は一般市民と政治エリートとの距離を広げ、市民をますます政策決定から遠ざけることになる。しかも、多様な人びとの利益が錯綜する社会の政治課題は複雑になるので、政治エリートに判断を一任せざるを得ない。政治に対する市民の受動的な態度は議会と代表制民主主義に信頼をおくりベラリズムの宿命ではあるが、ソーシャル・リベリズムのもとで市民の政治参加はさらに浸食されることになる。そして、この政治参加の「形式化」は人びとの政治的無関心を引き起こすと同時に、人びとの関心をますます「経済的利益の追求」へと向けさせる。

また、福祉国家が市民の受動的な態度を促進しているという指摘もある。<sup>(78)</sup> 公的福祉サービスが、市民の自助努力の

意欲を奪い、人々を無気力にするというのである。しかし、ソーシャル・リベリズムにおいて福祉給付は全く逆の目的のために導入されたのであった。すでに述べたように、古典的リベラルが個人の自律を重視し、経済的に自立した個人を「市民」と定義したのに対し、ソーシャル・リベラルは福祉給付によって社会的平等の前提である経済的自立を促すことにした。それは、人びとが政治的、あるいは社会的に無気力になるのは貧困によって政治社会から疎外されているからであり、福祉給付は彼ら／彼女らの意欲を高めることができると考えられたからであった。<sup>(79)</sup>ところが、現実の福祉給付は、たとえ一部の現象だとしても、反対に人びとを無気力にしている。マーシャルは、彼が構想する社会を「資本的自由市場と社会的平等主義とが接合された社会 (hyphenated society)」と呼んだが、この福祉給付<sup>(80)</sup>と市民の受動性の問題は相反するイデオロギーの接合が生み出した矛盾といえることができるかもしれない。

こうした理論的な揺らぎは公的領域と私的領域との二分法をめぐっても生じている。ソーシャル・リベリズムも古典的リベリズム同様、公私二分法を前提に「公的領域」を統治するための理論として構想されてきた。リベラルにとつて、家庭という私的な領域は他者が決して侵すことのできない領域である。とりわけ、それは国家管理に対する「聖域 (sanctuary)」<sup>(82)</sup>とみなされている。だが、ソーシャル・リベリズムは社会的平等と引き換えに私的領域に国家が踏み込んでくることを受け入れた。無論公権力の介入は必要最低限に抑制されなければならない。たとえ福祉給付が社会的平等を達成するにはほど遠いものであっても、ソーシャル・リベラルたちは自由を優先するだろう。<sup>(83)</sup>しかし、戦後の高度経済成長とともにナショナル・ミニマムを踏み越えて拡大した福祉給付が「行政国家」あるいは「管理国家」を生み出したことから明らかなように、現実には彼らの意図とは反対に進んでいる。

そして、より重要なのが、公私領域の区分が実は極めて曖昧なものだというフェミニストたちの指摘である。オー

キンは、そこには大きく二つの曖昧さがあると述べている。<sup>(84)</sup>一つは、公私それぞれの領域が囲い込む概念の曖昧さである。何をもって公的領域、あるいは私的領域とするのか。公的領域と私的領域とを区分する場合、一般的に国家を公的領域、社会を私的領域とする分け方と同時に、家庭以外の生活 (non-domestic life) を公的領域、家庭生活を私的領域とする考え方ががある。これらのうちいずれの区分においても、国家が公的領域を、家庭(あるいはそれに類する親密な関係によって構成される生活)が私的領域を占めるという点では一致している。ところが、ヘーゲルが「市民社会 (civil society)」と呼んだ経済の領域は、前者の「国家対社会」の考え方では私的領域に区分されるのに対し、後者の家庭を軸にした考え方だと公的領域に区分される。オーキンは、この区分概念の曖昧さについて、フェミニストが指摘するまで、主流の政治理論家たちはほとんど問題にしてこなかったと批判する。<sup>(85)</sup>

もう一つが、家庭(あるいは家族)が占めるとされる私的領域の境界の曖昧さである。<sup>(86)</sup>これは、家庭内暴力 (domestic violence; DV) の問題を考えてみるとわかりやすい。リベラルたちが主張するように、私的領域のコアである家庭を治外法権の場とする限り、夫の妻に対する暴力(その逆もある)、親による子どもの虐待といった家庭内における人権侵害は放置され続ける。フェミニストたちは、重要な政策課題の一つとしてこの問題に取り組んできた。その成果により、今日先進諸国では、ドメスティック・バイオレンスに関する法整備が進められている。日本においても二〇〇一年これを防止するための法律が成立し、すでに執行されている。

この「家庭内暴力に対する国家権力の介入」という新政策は、私的領域の定義にかかわる問題を提起している。家族は複数の人々によって構成され、それらの人びとは独立した人格をもち、お互いに他者である。ところが、すでにみたように、リベリズムの伝統において、この複数の人格の集合である家族は夫(父親)という個人によって代表

されてきた<sup>(87)</sup>。この見方は、今日においてもリベラルたちによって共有されている。<sup>(88)</sup>「プライベート」は、自分とは別の人格をもつ他者と対置したときに生じる自己を他者から区別す時空である。したがって、家族という単位を「私的領域 (private sphere)」と定義するのは、家族を一つの意思と一つの人格から構成される集合的な「個人」と仮定しているからにはかならない。なるほど、家族内のメンバー、ここではとりわけ夫と妻の立場が対等であり、感情的にもまた利害の面においても一体となっているのであれば、「プライベート」が一つであつてもとくに問題はなにかもしれない。しかし、夫と妻のいずれか一方——多くの場合は、妻——が他方に従属し、その支配から自由ではないとき、お互いの関係はもはや「プライベート」ではない。まして暴力や搾取といった究極の権力的な関係が存在している場合、それは私的領域ではなく、公的領域なのである。

「政治的公的領域」と「非政治的な私的領域」という対比<sup>(89)</sup>は、政治社会を家父長主義から解放するロジックとしてロックによって構想されたのであつたが、そうした区分が「意識的なものである」という発想自体がヨーロッパ政治思想史において失われて<sup>(90)</sup>いった。公私の境界が曖昧で、不確定なものであり、私的領域とされた部分に極めて重大な権力関係、政治が潜んでいるというフェミニニストの指摘は、まさに歴史の「再発見」であつた。とはいえ、フェミニニストたちは、公私領域の区分それ自体を否定しているのでも、またプライベートの概念やその価値を無意味だと主張しているのではない<sup>(91)</sup>。彼女たちは、プライベートの領域の必要性を強く認めながらも、家庭における個人の生活と経済や政治活動とは相互に関連し合っており、それぞれを切り離して個別に理解したり、解釈したりすることはできない<sup>(91)</sup>ということを強調しているのである。

### 三 普遍的平等の逆説

ソーシャル・リベラリズムのシティズンシップは普遍主義によって特徴づけられ、女性も当然「市民」としてその政治社会に包摂されている。事実、日本を含む先進資本主義国家は男女平等を宣言し、女性に男性と同等の権利を法的に保障している。しかし、現実の女性たちの地位は、この「理念」に遠く及ばない。労働市場における男女平等化がもっとも進んだ国家の一つである米国においても、女性たちは所謂「ガラスの天井 (glass ceiling)」に突き当たり、男女間の経済的地位の格差は歴然と存在している。また、女性の政治参加が極めて高いと言われているスカンジナビア諸国の女性政治家 (国会議員及び地方議員) の比率も30%からせいぜい40%、男性と同数ではない。女性<sup>(92)</sup>は依然として「二流市民」であり、法によって保障されているはずの「平等」を「実質」として享受していないのである。ソーシャル・リベラリズムのシティズンシップはジェンダーに中立的 (gender-neutral) に見えろとしても実際には女性を排除した「ジェンダー不在の (gender-absent)」概念だという英語圏のフェミニストたちの見解<sup>(93)</sup>は、まさにこうした理念と現実との落差から生じている。

法の下に平等であるもかかわらず、なぜ平等は実現されないのか。男女の不平等な関係は経済的不平等を固定化している資本主義体制から生じている、つまりそれはリベラリズム自体の限界であり、リベラリズムというイデオロギーを超えないかぎり不平等の根本的な解決はあり得ないというマルキストの指摘が、おそらくもっとも端的な説明になるのかもしれない。<sup>(94)</sup>しかし、ダイズは、シティズンシップをブルジョワの概念だとして切り捨てるマルキストの

分析では、政治は革命闘争に矮小化され、革命が達成されるや、政治はその目的を終えて、せいぜいマルクス自身が言う「物事の運営 the administration of things」程度のもとなり、シテイズンシップに内在する複合的かつ重要な政治問題が無視されると断じている。そして、シテイズンシップを批判しても、その構想のためのオルタナティヴを提起することは期待できないというマルキシズムの限界を示唆している。<sup>(95)</sup> 事実、この紋切り型の説明から離れても、十分に説得力をもつ解釈が可能である。たとえば岡野は、リベラリズムが構想する平等の不平等性を「法が自然と政治を創り出す」という「法そのものをもつ論理」から解明しようとする。<sup>(96)</sup> すなわち、法が男女の差異あるいは共通性を宣言することによって「あたかも法〈以前〉からそのように存在してしまっているかのよう」に、あつかわれ、その法が規定しない、「排除されてしまった残余」が隠蔽されしまう。不平等は、このあたかも存在しないように法が隠蔽した残余なのである。ところが、法は「中立」を装うので、法それ自身が不平等を生み出しているにもかかわらず、不平等の原因は法の営みのほうにあると錯覚するというのである。

さらに岡野は別所で、「リベラリズムがフェミニズムと相容れない」理由をリベラリズムの自「矛盾から探り出す」とする。岡野によれば、リベラリズムが「身体に関わる諸々の外的・内的条件をまったく考慮することなく」「抽象的概念として平等で自由な人格を想定」しているのに対し、フェミニズムは「リベラリズムが不問に付してきた身体をともなった一人ひとりのわたしたちの異なり」を「重要な関心」としてきた。<sup>(97)</sup> ここにフェミニズムとリベラリズムの「緊張」が生じるのである。リベラリズムの平等は、「社会構想へと向かう以前にすでに特定の身体的能力と特徴、社会的位置づけを前提として」おり、それゆえに「一人ひとりの潜在能力は等しく、『同じ』扱いをすれば、それが『平等な人格としての』」扱いであると信じていることができる」という仕掛けによって成り立っている。<sup>(98)</sup> 「一糸まと

わぬ」はずの「自由な意思」の個人が「健康な男性」であることは疑いない。したがって、男性とは異なる身体をもつ女性、男性であっても心身に障害のある個人は、リベラリズムの平等の構想からすでに外されている。岡野は、このリベラリズムの仕組まれた差別の構造と同時に、差別を内在させていながら、それに気づこうとせず、その平等はすべての人に開かれているとするリベラリズムの「偽善」を炙り出すのである。

ソーシャル・リベラリズムのシテイズンシップの限界も岡野の言うその「構想」、すなわち「普遍性」という構想が内包する自己矛盾にある。ヤングは、ソーシャル・リベラリズムの普遍主義 (universalism) は「すべての個人にシテイズンシップを拡大したことに加えて、少なくとも二つの意味をもつことになった」と述べている。<sup>(99)</sup> 一つは、「特殊な (particular)」と対置される「一般的な (general)」という意味で、これは個々の市民—あるいは社会集団ごと—の異質性ではなく、市民 (各社会集団) はみな同じだとその共通性を強調することである。もう一つは、法や規則の前ですべての人は等しく、全く同じやり方で法や規則が適用される、直截には法や規則は「個人や集団の間の違いに目をこぼる (to be blind to individual and group differences)」という意味の「普遍性」である。そして、ヤングは、「普遍性」を構成するこれら二つの考え方、すなわち「一般性 (generality)」と「平等な取り扱い (equal treatment)」が、完全無欠であるはずの平等が生み出す不平等の要因になっていることを明らかにする。<sup>(100)</sup> 以下では、このヤングの主張に依拠しながら、普遍的平等に潜む不平等な現実を読み解いてみよう。

すでにみたように、リベラリズムの政治社会は男性、それも白人の中産階級の男性によって形づくられ、戦後の先進資本主義世界においてこの「市民」の範囲がすべての人びとに拡大され、それがソーシャル・リベラリズムに普遍性という特徴をもたらした。しかしながら、このように政治社会のメンバーシップは拡大されても、政治社会を成り

立たせている制度の仕組みと規範、価値観、慣習といったそれを取り囲む文化はほとんど変化していない点に気づく必要がある。政治社会は、今日においても相変わらずその先住者、すなわち古典的リベラリズムにもとづく政治社会が形づくられた当初のメンバーたちの規範や慣習、文化にもとづいて運営されている。米国の政治社会の流儀と文化がアングロサクソン系白人男性のものであり、西欧が中産階級の白人男性、そして日本では明治近代化において支配階層であった男性の文化が依然政治の世界や労働市場で生き続けていることは、理解に難くない。しかも、先住者たちは、その特権的な地位ゆえに彼らに固有なシステムや文化こそが普遍的なものであり、後続 (late comers/new comers) の労働者階級、女性、少数民族、そして障害をもった人びとのそれは「逸脱 (deviation)」であり、政治社会には相容れないものだと考え、排除しようとする。

それゆえ、こうした先住者の流儀や文化で固められた政治社会に後続の人びとが形式的には、ではなく、実質的に参加するために、彼ら彼女らは先住者の流儀・文化に「同化 (assimilation)」することを強いられ、同化し得た後続者だけが、政治社会の真のメンバーになることができる。他方、心身の条件や自己の固有の文化に対する強いアイデンティティから先住者の文化に同化することのできない人びとは、政治社会から撤退せざるを得ない。このことは、伝統的な『男らしさ (masculinity)』を体现する男性を規格にして成り立つ日本の政界や企業のシステムが女性や障害者の参入を阻み、ますます政治や労働市場がその規格に親和的な男性に占有されることになるということからも明らかであろう。また、アフリカ系、チカノ、アジア系のアメリカ人のなかで、彼ら彼女らの文化的ルーツに誇りをもち、アングロサクソン系白人文化を拒絶する人びとが政治社会のメイン・ストーリーから排除されていることは、これらの人びとが社会運動という手段によってしかその政治的主張を訴えることができないことに示されている。出発

点においてすでに有利な条件を与えられている先住者グループの地位がますます特権化する一方で、遅れをとる後続の人びとはいっそう周辺に押しやられ、不平等がさらに拡大する。

しかし、普遍的なシテイズンシップは、政治社会の個々のメンバーの間に違いはない、人びとの性質は「一般性」によって括ることができる、つまり異なった顔をもつ市民ではなく、「集合」としての市民を前提にしているので、こうした共同体内の社会集団の間に歴然と存在している違いは無視される。このことにより重要な意味は、社会集団間の違いと同時に、その違いによってもたらされた後続のグループが被る不利益や差別、抑圧も同じように無視され、捨象されことである。そして、先住者のグループと後続のグループとの間に格差がある状態で、両者が法のもとに平等に取り扱われるならば、両者の不平等な関係はいっそう強められ、やがて固定化するだろう。

では、この不平等な関係を根源から断ち切るためには、どのようなシテイズンシップが望まれるのか。フェミニストによるシテイズンシップの構想は、大きく三つに分けることができる。まず一つが、母性主義者 (maternalist) と称されるエルシュテインやラディックによる「女性的な価値 (feminine value)」を中心に政治社会を立て直す考え方である。エルシュテインとラディックは、まさに女性を「一流市民」の地位に貶めてきた私的領域における女性的な価値、とりわけその中心をなす「母性的な思考 (maternal thinking)」を逆に積極的に評価することによって、女性を政治共同体の中心へ一気に引き上げようとする。<sup>(10)</sup> コミュニタリアンとも目されるエルシュテインは、この「母性的思考」こそが、市民的徳と共同体への奉仕に貢献することができる<sup>(11)</sup>と考えるのである。<sup>(12)</sup>

しかし、「女性の解放と相容れない」とみられてきた母性を復活させ、強調することは、多くのフェミニストたちの批判を呼ばずにはおかない。ダイズは、問題の指摘だけでなく、リベラリズムの硬直的なシテイズンシップに変わ

り得るオルタナティヴを提起した母性主義者の貢献を認めながらも、母性主義者の思考はフェミニストの歴史を逆行させるばかりか、男性原理に基づく公的世界か、あるいは母性的な愛と徳の私的世界か、いずれか一方を選ぶことを女性たちに迫るといふ結果をもたらすと警告する。<sup>(10)</sup> 彼女は、「母性的徳 (maternal virtues)」が特殊性、排他性、不平等、そして愛や親密さといった情緒的な言葉で説明されるのに対し、民主的シティズンシップは集合性や包括性、一定の距離といった客観的観念を要請するので、母子関係はシティズンシップのモデルとして適切ではないと批判し、<sup>(11)</sup> フェミニストが取り組むべき政治課題は「子どもを護るべきかどうかではなく、子どもの行く末をだれがどのように決めるかという問題である」と主張する。<sup>(12)</sup> そして、シティズンシップの再構築は、積極的に政治参加や公的活動に従事するという過程、すなわちシティズンシップを民主化するコンテクストそれ自体にあると考えるダイズは、女性は母親としてではなく、そうした参加や活動に従事する「市民の仲間 (civic peers)」の一人として政治社会に立ち現れるべきだと提案する。<sup>(13)</sup> ムフも、女性を抑圧してきたシティズンシップの「男性的概念」を母性という「女性概念」で置き換えるという母性主義者の発想を拒絶し、ダイズと同様、ジェンダーに中立的なシティズンシップを主張している。<sup>(14)</sup>

ダイズやムフの主張がフェミニズムの歩みを後退させかねない母性の復活への警告であったとしても、上にみてきたように、ジェンダーに中立的な取り扱いが男女の不平等な関係を生み出しているのであるから、「一般的な市民として包摂されるべきだ」といふ提案が無意味な構想であることは明らかだ。そこで、ペイトマンは、「女性は母性ゆえに政治社会から排除されてきたけれども、同時にその排除の根拠になった母性によって政治的地位を築いてもきた」という共和主義の伝統から、属性とシティズンシップが分かち難く結びついていることを明らかにし、ダイズやム

フの中立主義を批判する。<sup>(19)</sup>しかし、彼女は母性主義にも与しない。ジェンダーを無視するか、そうでなければ女性の属性を過度に強調するという極端な二項対立を止揚し、両性が「全面的な市民 (full citizens)」になり、それぞれが女性という価値、男性という価値によって生を全うすることができるような民主的なシティズンシップの必要性を説く。<sup>(20)</sup>リベラリズムの「男性中心のシティズンシップ」と母性主義者の「女性中心のシティズンシップ」に対抗する「ジェンダーによって異なったシティズンシップ (gender-differentiated citizenship)」の提案である。

ところで、このように女性と男性、それぞれに異なったシティズンシップが適用される場合、それぞれの違い―それは現実には権利要求として現れる―を統一的な共通項で括ることができるのかという疑問が生じよう。現代女性の間の社会的、経済的、あるいは文化的背景の違いは男性以上に多様であり、こうした違いは女性の権利、利益、そして要求を極めて複雑なものにしている。女性という集団はこれこれの点についてこれだけ男性集団よりも不利益だと、明確に線を引くことができるのであろうか。また、個人差と女性という社会集団としての差異をはっきりと区別できるのであろうか。日本女性の場合でも、たとえば無職の既婚女性と有職のそれとは、それぞれの経済的・社会的背景の違いから要求や利害は一様ではなからう。まして、米国やヨーロッパのように他民族・多文化国家になると、女性 (woman) を「女 (female)」という生物的な属性だけで一つの社会集団として括ることは殆ど不可能である。白人女性と非白人系の女性との間には、文化的宗教的な違いと同時に、男性と女性の間のそれにも匹敵するような経済的社会的な格差が存在しており、それぞれの女性たちの利害や要求は大きく異なっているものと考えられる。それにもかかわらず、女性というひとまとまりの集団として括るならば、マジョリティを占め、経済的社会的に優越する白人系女性によって、非白人系女性の声はかき消されてしまうであらう。<sup>(21)</sup>

ブラック・フェミニズム、エイジアン・フェミニズム、あるいはレスビアン・フェミニズムといった民族や文化にもとづく新しいフェミニズムの台頭は、男女間の差異にとどまらず、女性の間の差異が明らかになり、「女」という括り方だけでは問題解決が図れなくなっていることの一つの証左である。女性という生物的属性に加えて、民族や文化、あるいは社会経済的な属性の違いも考慮に入れた「差異」の認識が求められている。その点で、ヤングが、ジェンダーからさらに社会経済的なならびに文化的に異なる属性にもとづく社会集団へと視野を拡大し、「そうした属性を代表する社会集団ごとに異なったシティズンシップ (differentiated citizenship as group representation)」<sup>(18)</sup>を提案しているのは、極めて的を射たものと言うことができる。いずれにせよ、今日、英語圏のフェミニストたちのシティズンシップと不平等をめぐる議論は、男性と女性、さらには社会集団によって異なる取り扱いを認めた民主的なシティズンシップこそが望ましいという見解に収斂しつつあるという<sup>(19)</sup>。

ところで、この議論は、八〇年代以来フェミニストを二分してきた「女性は男性と本質的に異なっているので、その違いを価値づけるべきだ、いや男女は本質的に同じであり、この同質性にもとづいて同質の権利を主張すべきだ」という差異と平等をめぐる問題と重なっている<sup>(20)</sup>。そして、平等派と差異派のいずれの立場に立つのかをみる場合、たとえばリベラル・フェミニストは平等派でコミュニタリアン・フェミニストは差異派といったように、しばしば思想的流派によって分類されてきた。しかしながら、共和主義的フェミニストの意見は分かれており、いずれか一つの見解に統一されているわけではない。ちなみに、ムフ、ダイズ、ペイトマンはいずれも共和主義派フェミニストとみなされているが、今述べたように彼女たちの見解は分かれている。しかも、こうした分類自体、フェミニストが拒絶してきた男性の論理に巻き込まれることでもある。フェミニストを流派で分類することは取り立てて意味のあるこ

とではなからう。しかも、今日、男女は本質的に異なっている、あるいは両性の間に本質的な違いはないという極端な立場をとるのはむしろ少数派であり、共通性と同時に違いもあると考えるのがフェミニストの一般的な傾向である。<sup>(註)</sup> なお、最近のこうした議論の収斂化には、二項対立自体を無意味と考えるポストモダン・フェミニズムの影響力の高まりが貢献しているものと考えられる。

謝辞：本稿の作成に際しては、本学政治学科の政治学コロキウムにおいて報告する機会を与えられ、同僚諸氏から貴重なコメントをいただくことができた。なかでも杉田敦さんには本稿の基礎になった論文を読んでいただき、本稿の方向性についてご教示を賜った。また、二〇〇二年一〇月の日本政治学会における報告では、杉田孝夫さん（お茶の水女子大学）、向山恭一さん（新潟大学）、塩川伸明さん（東京大学）、渡辺浩さん（東京大学）から有意義なコメントをいただいた。さらに、大野達司さん（本学法律学科）は草稿を読み、リベラリズムと市民社会について詳細なコメントをくださった。紙面を借り、深く感謝を申し上げたい。

(一) 「市民の資格」や「市民的身分」では本論文における「シティズンシップ」の意味を表現することができないので、本稿ではあえて翻訳せず原語を用いることにした。

- (2) Judith N. Shklar, *American Citizenship: The Quest for Inclusion*, Cambridge: Harvard University Press, 1995 (paperback edition, originated in 1991), p. 3.
- (3) *Ibid.*, p. 2.
- (4) *Ibid.*, p. 4.
- (5) *Ibid.*, p. 5.
- (6) Bryan S. Turner, "Citizenship Studies: A General Theory", *Citizenship Studies*, 1: 1 (1997), p. 5.
- (7) Shklar, op.cit., *supra* note 2, p. 11.
- (8) Paul B. Clarke, *Citizenship*, Boulder, Colorado: Pluto Press, 1994, pp. 3-33.
- (9) Thomas H. Marshall, (1950), *Citizenship and Social Class and Other Essays*, Cambridge: Cambridge University Press, 1950, pp. 10-27.

- (10) Turner, op.cit., *supra* note 6.
- (11) しかし、古典的リベラリズムの直系であるネオ・リベラリズムに対して、この流派はリベラリズムと呼ばれるのが一般的である。他方、ウォルツァーは、ソーシャリズムを連想させる「ソーシャル」は米国社会に馴染まないこともあって、自由平等主義 (liberal egalitarianism) と称している (Michael Walzer, "Equality and Civil Society", Simone Chambers & Will Kymlicka eds., *Alternative Conceptions of Civil Society*, Princeton, NJ: Princeton University Press, 2002, pp. 34)。
- (12) Rian Voet, *Feminism and Citizenship*, London: SAGE Publications, 1998, pp. 9-10 and pp. 33-45.
- (13) この対立については、杉田敦『権力の系譜学—フーコー以後の政治理論をむけて』岩波書店 (東京) 一九九九年、一七二—二〇二頁を参照のこと。
- (14) Voet, op.cit., *supra* note 12, p. 11.
- (15) この流派の分け方は、論者よってさまざまである。既存の政治理論の分類にしたがった、リベラル・コミュニタリアン (あるいはマターナリスト)、シビック・リパブリカンという分類 (Judith Squires, *Gender in Political Theory*, Cambridge: Polity Press, 1998) はわかりやすい一方、実はフェミニニストたちの議論はこれら三つにくっきりと分けられるわけではなく、重なりやいずれかとの外れるところも立場も間々ある。
- (16) Squires, op.cit., *supra* note 15, pp. 186-187.
- (17) E.g. Carol C. Gould, *Rethinking Democracy: Freedom and Social Cooperation in Politics, Economy, and Society*, Cambridge: Cambridge University Press, 1988; Chantal Mouffe, "Feminism, Citizenship and Radical Democratic Politics", Judith Butler & Joan W. Scott eds., *Feminists Theorize the Political*, London and New York: Routledge, 1992, pp. 369-384; Ruth Lister, *Citizenship: Feminist Perspectives*, London: Macmillan, 1997; Birte Siim, *Gender and Citizenship: Politics and Agency in France, Britain and Denmark*, Cambridge: Cambridge University Press, 2000.
- (18) Siim, *ibid.*, p. 4.
- (19) この「ホーシモンシー」という表現こそしていかないが、ヤングは、早くから彼女が主張する集団の違いを考慮した平等 (group differentiated equality) の実現のため、参加民主主義の手段として社会運動を肯定的に捉えてきた (Iris M. Young, *Throwing Like a Girl and Other Essays in Feminist Philosophy and Social Theory*, Bloomington and Indianapolis: Indiana University Press, 1990)。

- (8) Shim, *op.cit.*, *supra* note 17.
- (15) J. Bradshaw ed. "The Women's Liberation Movement: Europe and North America", *Women's Studies International Quarterly: Special Issue*, 4: 4 (1981).
- (22) 日本の女性参政権運動は平塚らいてうと市川房江の「新婦人協会」(一九一九、大正八年)によって始まるが、女性の権利を主張するフェミニズムはその三〇数年前に遡ることができる。明治一四(一八八二)年自由民権運動の活動家岸田俊子が岡山で女性の政治的権利を求める演説をこ( Sandra Burkley, *Broken Silence: Voices for Japanese Feminism*, Berkeley: University of California Press, 1997, p. 307) っれに触発をされた福田(景山)英子や宮井於菟が民権運動に加わって、女性の権利(women's rights)を訴える近代日本初のフェミニスト・グループが誕生する。やがて福田らは、民権から社会主義に転向した男性活動家の後を追って、社会主義フェミニスト・グループを形成し、このグループの運動は山川菊枝などに引き継がれていった(Vera Mackie, *Crazing Socialist Women in Japan, Gender, Labour and Activism, 1900-1937*, Cambridge: Cambridge University Press, 1997)。
- (23) Janet Chafetz & Anthony G. Dworkin with the assistance of Stephanie Swanson, *Female Revolt: Women's Movement in World and Historical Perspective*, Totowa, NJ: Rowman & Allanheld, 1986.
- (24) 石田雄「政治学者のみたジェンダー研究——社会科学の空白への反省——」原ひろ子・大沢真理・丸山真人・山本泰編『ジェンダー』(ライブラリー・相関社会科学) 新世社(東京)、『一九九四年』、一三四頁。なお、上野は「日本の「リブ」の誕生を一九七〇年一〇月の「おんな解放」集会に置く」ことが「ほぼ定説になっている」としている。上野千鶴子『差異の政治学』岩波書店(東京)二〇〇二年、一五四頁。
- (25) Dorothy Robins-Mowry, with a foreword by Edwin O. Reishauer, *The Hidden Sun: Women of Modern Japan*, Epping, Essex: Broker Publishing Company, 1983, pp. 133-137.
- (26) Chafetz & Dworkin, *op.cit.*, *supra* note 23, pp. 65.
- (27) 御巫由美子『女性と政治』新評論(東京)、『一九九九年』、六九頁。
- (28) Jean Berthe Eishlain, "Moral Woman/Immoral Man: The Public/Private Distinction and its Political Ramifications", *Poitics and Society*, 4: 4 (1974), pp. 453-473.
- (29) Susan Moller Okin, "Gender, the Public, and the Private", Ann Phillips ed., *Feminism & Politics*, Oxford: Oxford University Press, 1998, pp. 123.

- (36) もっとも第二波フェミニズムにおいてもすすんでのフェミニストが私的領域における女性のステレオ・タイプ化された役割に異議を唱えたわけではない。こうした私的領域と女性の関係が問い直されるようになるのは、ラディカル・フェミニズムの登場によってである。 *Ibid.*, pp. 123-124.
- (37) Juliette Mitchell, *Women's Estate*, New York: Vintage Books, 1971, 120.
- (38) E.g. Shulamith Firestone, *The Dialectic of Sex*. New York: Morrow, 1970; Carol Hanish, "The Personal is Political", *Notes from the Second Year: Major Writings of the Radical Feminists*, New York: Radical Feminism, 1970, 76-78; Kate Millet, *Sexual Politics*. New York: Ballantine Books, 1970; Mitchell, *supra* note 14; Jo Freeman, *The Politics of Women's Liberation*. New York: Longman, 1975.
- (39) たゞそれは政治領域における嚆矢となるのが、オーキン Susan M. Okin, *Women in Western Political Thought*, Princeton, NJ: Princeton University Press, 1979; ヘルン Jean B. Elshtain, *Public Man, Private Woman: Women in Social and Political Thought*, Princeton, NJ: Princeton University Press, 1981; ヴァーレン Carol Pateman, *The Sexual Contract*, Cambridge: Polity Press, 1988 のみである。
- (40) Stevi Jackson & Sue Scott, "Introduction: The Gendering of Sociology", Jackson and Scott eds., *Gender: A Sociological Reader*, London: Routledge, 2002, 1.
- (41) *Ibid.*, 9.
- (42) Joan J. Scott, "Gender: A Useful Category of Historical Analysis", *American Historical Review*, 92: 5 (December 1986), p. 1054.
- (43) 上野 千鶴子 (注九)、『一七頁』。
- (44) E.g. Young, *op.cit.*, *supra* note 19; *Intersecting Voices: Dilemmas of Gender, Political Philosophy, and Policy*, Princeton, NJ: Princeton University Press, 1997.
- (45) E.g. Nira Yuval-Davis, *Gender & Nation*, London, Thousand Oaks and New Delhi: SAGE Publications, 1997; "Women, Citizenship and Difference", *Feminist Review: Citizenship, Pushing the Boundaries*, 57 (Autumn 1997), 4-27.
- (46) たとえば、安川は「方法としてのジェンダー」が既存の「知の構造を解体し」「新しい「知の枠組みを作り上げ」た例として、歴史学者スコットを挙げている。安川によれば、スコットは「フェミニズムからの歴史研究を一挙に歴史研究の高みにまで引き上げた」

のである(安川悦子『フェミニズムの社会思想史』明石書店(東京、二〇〇〇年、二三一頁)。また、日本でも上野千鶴子や江原由美子の業績がフェミニズムを超えて日本の社会学理論の地平を広げ、その発展に寄与していることは大方の認めるところであらう。

(41) 上野によると、英語圏のウィミンズ・スタディズ *women's studies* を女性学としたのは、井上輝子の「創造的誤訳」なのだという(上野前掲書、一三〇頁)。有賀は、女性学を「今日におけるおおむねのコンセンサスに基づいて『女性をめぐる差別・抑圧の原因とその構造を探り、それからの解放の見取り図を理論化する試み』」(有賀美和子『現代フェミニズム理論の地平——ジェンター関係・公正・差異』新曜社(東京、2000年、14頁)であり、「種々のフェミニズム(あるいは多様なフェミニズム)の複合体である」(同書、二〇七頁)と定義している。

(42) この点についてはここでは政治理論と政治思想に絞り、選挙や議会研究、政策研究、政治過程、国際政治・国際関係といった狭義の政治学 (political science) の領域におけるジェンター研究については取り上げない。

(43) オークンは、フェミニズムの隆盛と同時に起こった規範政治理論の再生 (rebirth) は決して偶然的の出来事ではないと強調している (Susan Moller Okin, "Gender, the Public, and the Private", Anne Phillips ed., *Feminism & Politics*, Oxford and New York: Oxford University Press, 1998, p. 116)。

(44) 筆者の語学力の制約により英語圏に限定せざるを得なかった。しかし、この種の議論が英語圏(とくに英米、豪州、ニュージーランド、北米)でもっとも盛んであり、質的にも高い水準にあることも確かである。他方、日本においてこの領域に関する研究は、たとえば森政隆「政治思想史のフェミニスト的解釈によせて——政治的なものの、もうひとつの限界」原ひろ子・大沢真理・丸山真人・山本泰編、前掲書(注九)、一九〇—二二五頁、岡野八代「リベラリズムの困難からフェミニズムへ」江原由美子編『フェミニズムとリベラリズム』勁草書房(東京、二〇〇一年、三一—三三頁)、『法の政治学——法と正義とフェミニズム』青土社(東京、二〇〇二年)などまだ非常に限られている。が、こうしたなかでも、岡野のリベラリズムをめぐる議論は日本におけるフェミニズム政治思想の登場を感じさせる内容である。

(45) この分類はヴォー (Voet, op.cit., *supra* note 12, pp. 12-14) が整理したものを参考に筆者が再構成したものである。

(49) E.g. Carol Pateman, *Participation and Democratic Policy*, Cambridge: Cambridge University Press, 1970; *The Disorder of Women: Democracy, Feminism and Political Theory*, Cambridge: Polity Press, 1989; Ann Phillips, *Engendering Democracy*, Cambridge: Cambridge University Press, 1991; *Democracy and Difference*, Cambridge: Polity Press, 1993; Jean B. Eistain, *Democracy on Trial*, New York: Basic Books, 1993 (河合秀和訳『裁かれぬ民主主義』岩波書店、一九九七年); Birte Slim, "Engendering De-

- mocracy: The Interplay between Women's Citizenship and Political Participation in Scandinavia", *Social Politics: International Studies in Gender, State and Society*, 1: 3 (1994), 286-305.
- (17) E.g. Okin, *op.cit.*, *supra* note 16; Zillah Eisenstein, *The Radical Future of Liberal Feminism*, New York: Longman, 1981; Elshain, *op.cit.*, *supra* note 16; Diana Coole, *Women and Political Theory: From Ancient Misogyny to Contemporary Feminism*, Brighton: Harvester Wheatsheaf, 1988; Paleman, *op.cit.*, *supra* note 16.
- (18) E.g. Virginia Sapiro, "Women's Citizenship and Nationality: Immigration and Naturalization Policies in the United States", *Politics and Society*, 13: 1 (1984), pp. 1-26; Yuval-Davis, *supra* note 21.
- (19) David Held, "Between State and Civil Society: Citizenship", Geoff Andrew ed., *Citizenship*, London Lawrence and Wishart, 1991, p.19.
- (20) Voet, *op.cit.*, *supra* note 12, p. 7.
- (21) *Ibid.*
- (22) *Ibid.*
- (23) Harry K. Girvetz, *The Evolution of Liberalism*, New York: Collier Books, 1963.
- (24) Voel, *op.cit.*, *supra* note 12, pp. 31-31.
- (25) Mary G. Dietz, "Context Is All: Feminism and Theories of Citizenship", Phillips ed., *Feminism & Politics*, pp. 380-381.
- (26) *Ibid.* p.380.
- (27) *Ibid.* pp.381-382.
- (28) Voet, *op.cit.*, *supra* note 12, p. 31.
- (29) Okin, *op.cit.*, *supra* note 43, p. 120.
- (30) Teresa Brennan & Carol Paleman, "Mere Auxiliaries to the Commonweath: Women and Origins of Liberalism", Phillips ed., *Feminism & Politics*, pp. 93-115.
- (31) 中山は「ラスレット (Peter Laslett) に依拠しながら「当時」「人びとは個人ではなく家族として行動した」と述べている(中山道子『近代個人主義と憲法学——公私二元論の限界』東京大学出版会(東京)・二〇〇〇年(八七頁)が、社会契約論者もこうした当時の習慣に従ったのであろう」。

- (62) Brennan & Pateman, *op.cit.*, *supra* note 60, p. 102.
- (63) 中山前掲書(脚注(一)ノホ一及五三〇頁。
- (64) Brennan & Pateman, *op.cit.*, *supra* note 60, p. 102.
- (65) <エドモンズ・ス・マール>の世代の唯一の例外だと扱って(Pateman, *op.cit.*, *supra* note 46)°
- (66) Brennan & Pateman, *op.cit.*, *supra* note 60, p. 108.
- (67) Crawford B. MacPherson, *The Life and Times of Liberal Democracy*, New York: Oxford University Press, 1977.
- (68) *Ibid.*
- (69) Brennan & Pateman, *op.cit.*, *supra* note 60, p. 120.
- (70) Pateman, *op.cit.*, *supra* note 46, pp. 120-121.
- (71) *Ibid.*, p. 121.
- (72) *Ibid.*, p. 120.
- (73) Elizabeth Frazer & Nicola Lacey, *The Politics of Community: A Feminist Critique of the Liberal-Communitarian Debate*, Brighton: Harvester Wheatsheaf, 1993.
- (74) Bryan S. Turner, "Outline of a Theory of Citizenship", *Sociology (The Journal of the British Sociological Association)*, 24: 2 (1990), p. 192.
- (75) Turner, *op.cit.*, *supra* note 6, p. 9.
- (76) マーシャルは、人がメンバーとして帰属する対象をコミュニティと称し、国家という言葉は使っていない。が、コミュニティが国民国家を指していることは明らかだとされている。
- (77) Squires, *op.cit.*, *supra* note 15, p. 167.
- (78) E.g. Alasdair MacIntyre, *After Virtue: A Study in Modern Theory*, London: Duckworth, 1985; Lawrence Mead, *Beyond Entitlement: The Social Obligation of Citizenship*, New York: Free Press, 1986; Maurice Roche, *Rethinking Citizenship: Welfare, Ideology and Change in Modern Society*, Cambridge: Polity Press, 1992.
- (79) Marshall, *op.cit.*, *supra* note 9.
- (80) Thomas H. Marshall, *The Right to Welfare and Other Essays*, London: Heinemann Educational Books, 1981.

- (81) ベイトマンは、古典的リベラリズムの公私二分法の重要な帰着の一つは、公的領域についてはその後もリベラルの理論において議論され、その概念化が進められてきたのに対し、私的な家族の領域については学問の対象とはみなされず、捨て置かれてきたことだと指摘している (Paleman, *op.cit.*, *supra* note 46, p. 121)。
- (82) Turner, *op.cit.*, *supra* note 74, p. 201.
- (83) Voet, *op.cit.*, *supra* note 12, p. 11.
- (84) Okin, *op.cit.*, *supra* note 29, p. 117.
- (85) *Ibid.*, p. 117.
- (86) *Ibid.*, pp. 118-119.
- (87) 中山は「ロモン・ローにおいては、夫婦は法律上ひとつの人格と扱われ (one person in law)」、それは、夫の人格に妻のそれが「庇護 (coverture) されることにより実現するのであって、既婚女性 (fame covert) には、たとえそれが結婚まえからの自分の財産であれ、夫の意思と独立にこれを処分管理する権限は認められていなかった」と述べ (中山前掲書 脚注六一、一五二頁)、制度的にも夫が妻の意思を代表していたことを指摘している。
- (88) E.g. Sylvia Walby, 'Is Citizenship Gendered?', *Sociology (The Journal of the British Sociological Association)*, 28: 2 (1994), pp. 383. 中山は、「日本における近代立憲主義は個人主義によって基礎づけられ……この『個人』とは『家長個人』であり、近代立憲主義がよって立つ『個人主義』とは『家長個人主義』を意味していた」と指摘している (中山前掲書 脚注六一、三二七頁)。そして、日本の憲法学界は、少なくとも八〇年代後半までこの「家長個人主義」に無自覚だったという (中山道子「セックス」佐々木毅・金泰昌編『国家と人間と公共性(公共哲学5)』東京大学出版会、二〇〇二年、九四―九五頁)。
- (89) 中山前掲書 脚注六一、二四三頁。
- (90) オークンは、私的領域を維持する必要はないと主張するフェミニストも多少はいると述べている (Okin, *op.cit.*, *supra* note 29, p. 136)。
- (91) Okin, *op.cit.*, *supra* note 29, p. 124.
- (92) 言うまでもなく、労働市場や政治の場で男性と同等もしくはそれ以上に成功を収める女性も少なくない今日、すべての女性が抑圧され、不平等な取り扱いを受けているわけではない。しかし、男性、女性という社会集団としてみた場合、女性が依然として不公平な立場に立たされていることははっきりしている。したがって、ここで言う「女性」とは一社会集団としての「女性」である。

- (85) E.g. Ursula Vogel, "Is Citizenship Gender-Specific?", Ursula Vogel & Michael Moran eds., *The Frontiers of Citizenship*, Basingstoke: Macmillan, 1991, pp. 58-86; Sylvia Walby, *Gender Transformations*, London: Routledge, 1997; Ruth Lister, *The Female Citizen*, Liverpool: Liverpool University Press, 1989; "Citizenship Engendered", *Critical Social Policy*, 32 (Autumn, 1991), pp. 65-71; "Tracing the Contours of Women's Citizenship", *Policy and Politics*, 21: 1 (1993), pp. 3-16; "Dilemmas in Engendering Citizenship?", *Economy and Society*, 24: 1 (1995), pp. 1-40; Sarah Benton, "Gender, Sexuality and Citizenship", Geoff Anderson ed., *Citizenship*, London: Lawrence & Wishart, 1991, pp. 151-163.
- (86) たよきはヤンズは「富の不均衡が個人や集団の間の不平等を取り除く法的な装置を十分に機能させている」というマルキストの主張を直観的に正しいと評断した評論の一つである (Young, op.cit., *supra* note 19, p. 115)。
- (87) Dietz, op.cit., *supra* note 55, pp. 385-386.
- (88) 岡崎『法の救済性』(脚注四四)ノ一九一九頁。
- (89) 岡崎『リベラリズムの困難からフェミニズムへ』(脚注四四)ノ二〇一頁。
- (90) 岡崎『同前』一七頁。
- (91) Young, op.cit., *supra* note 19, p. 114.
- (92) *Ibid.*, pp. 115-112.
- (93) Elshain, op.cit., *supra* note 38; Sara Ruddick, *Mothering: Essays on Feminist, Totowa, NJ: Littlefield Adams*, 1982; *Maternal Thinking: Towards a Politics of Peace*, Boston: Beacon Press, 1989.
- (94) Elshain, *ibid.*, p. 375.
- (95) Seth Koven & Sonya Michel, "Introduction: 'Mother World'", Seth Koven & Sonya Michel eds., *Mother of a New World: Maternalist Politics and Origin of Welfare States*, New York: Routledge, 1993, p. 3.
- (96) *Supra* note 55, pp. 388-339.
- (97) Mary G. Dietz, "Citizenship with a Feminist Face: The Problem with Maternal Thinking", *Political Theory*, 13: 1 (1985), 19-39.
- (98) Dietz, op.cit., *supra* note 55, p. 391.
- (99) Dietz, op.cit., *supra* note 55, p. 390.

- (89) Mouffe, op.cit., *supra* note 17.
- (90) Carol Pateman, "Equality, Difference, Subordination: The Politics of Motherhood and Women's Citizenship", Gisela Bock & Susan James eds., *Beyond Equality and Difference: Citizenship, Feminist Politics and Female Subjectivity*, London and New York: Routledge, 1992, pp. 17-31.
- (10) *Ibid.*, p. 28.
- (11) こうした女性の間に潜む権力的な構造の問題は、西洋中心主義フェミニズム (West-centric feminism) の第三世界フェミニズムに対する抑圧的な関係にもつながっている (たとえば、岡真理「彼女の「正しい」名前とは何か―第三世界フェミニズムの思想」青土社 (東京) 一〇〇〇年参照)。
- (12) Young, op.cit., *supra* note 19, pp. 121-129.
- (13) Squires, op.cit., *supra* note 15, p. 188.
- (14) Walby, op.cit., *supra* note 93, p. 175.
- (15) 筆者もこの考え方に賛成である。ただ、こうした共通性と違いは個人差が大きく、人によってそれらの度合いは異なっているという印象をもっている。